

小牧市障害者団体連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、小牧市障害者団体連絡会といたします。

(目的)

第2条 本会は、小牧市内で活動する障害のある人の当事者団体または支援者団体の連携をはかり、相互の情報交換を行うとともに、市民に向けて共同して情報を発信し、障害のある人もない人も暮らしやすい小牧市のまちづくりに資することを目的とします。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行います。

- (1) 会員同士の交流による情報交換
- (2) 研修会、講演会の開催
- (3) ホームページ、機関誌等による情報発信
- (4) その他、前条の目的に達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 この会の事務所を愛知県小牧市市内に置きます。

(会員)

第5条 この会の会員は、正会員と賛助会員の2種類とします。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- (2) 賛助会員 この会の目的に賛同し、この会の活動を援助するために入会した個人並びに団体

(会費)

第6条 この会の会員は、事業実施にあたり、次の区分により会費を納入するものとします。

- (1) 正会員 1口2,000円/年度 1口以上
- (2) 賛助会員 個人及び団体 1口1,000円/年度 1口以上

2 いったん納入された会費その他の金品については、理由を問わず返還しません。

(入会)

第7条 入会希望者は、代表あて別に定める様式により入会申込書を提出するととも

に、当該年度の会費を納入するものとします。

2 次に掲げる個人又は団体等については、入会することができません。

- (1) 税法上の収益事業を行う者
- (2) 政治的活動を行う者
- (3) 宗教的活動を行う者
- (4) 反社会的活動を行う者
- (5) その他本会の趣旨にそぐわないと代表が認める者

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失います。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 団体等が消滅または個人会員本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第10条の規定により除名されたとき。

(退会)

第9条 退会する場合は、代表あてに退会をする旨、文書で届け出ることとします。

(除名)

第10条 会員が、会の目的に反する宣伝をし、又は会の利益を著しくそこなう言動をなしたときは、総会の決議をもって除名することができます。

2 当該会員が求めたときは、総会において意見を陳述する機会を与えなければなりません。

(役員)

第11条 この会に次の役員をおきます。

- (1) 代表 1人又は2人(2人の場合、共同代表とします)
- (2) 副代表 1人又は2人
- (3) 会計 1人

2 代表は、この会を代表し、会務を総理します。なお、共同代表とした場合は、それぞれ単独で本会を代表することができるものとします。

3 副代表は、代表に、事故があるとき(共同代表とした場合は、そのいずれも)は、あらかじめ定められた順序により代表の職務を代行します。

4 役員は、総会において選出します。

(役員任期)

第12条 この会の役員任期は、1年とします。

2 前項にかかわらず、役員は、後任役員が決定するまでは、それぞれの職務を行うこととします。

3 役員は、再任することができます。

(解任)

第13条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議により、解任することができます。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(総会)

第14条 この会の総会は、年に1回開催するものとします。ただし、必要があるときは臨時に開催できます。

2 この会の運営に関する重要事項は、総会により決定します。

3 総会の議決権は、正会員1団体につき1票とします。賛助会員には、議決権はありません。

4 総会の議決は、出席会員の議決権の過半数をもって決定し、賛否同数の場合は議長の決するところによります。

5 総会には、あらかじめ通知した方法（電話会議、ビデオチャットなど）をとることで、会場地以外からの参加ができることとします。

6 委任状を提出した正会員は、これにより出席したものとして取り扱います。

(運営会議)

第15条 運営会議は、役員のほか、積極的に本会の運営に関わりたいと希望する会員及び正会員である団体の構成員が自由に参加し発言することができます。

2 役員は、会の運営にあたって、運営会議での検討、議論を尊重するものとします。

(事務局)

第16条 本会に、会の事務を行うため、事務局をおきます。

2 事務局には、事務担当をおきます。

(経費)

第17条 会の運営にあてる経費は、会費、寄付金その他の収入により充当します。

2 役員その他の者が会のために活動した際の経費については、実費弁償することができます。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(改正)

第19条 本会則の改正は、総会において、出席正会員の過半数の賛成をもって行います。

(その他)

第20条 本会の運営にあたりその他の必要な事項は、代表が運営会議に諮った上で別に定めます。

附則

1 この会則は、2019年2月24日から施行し、同日をもって本会の設立日とします。

2 この会の設立当初の役員を次のとおりとします。

代表 古木茂代（小牧市難聴・中途失聴者協会）

山中和彦（ここばりこまき）

副代表 上田幸恵（小牧市肢体不自由児者父母の会）

関 靖子（しきの会）

会計 船橋直美（小牧市おもちゃ図書館きらら）

3 この会の設立当初の役員の任期は、本則の規定にかかわらず、2020年3月31日までとします。

4 第16条に規定する事務局は、ここばりこまきにおきます。